

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 0 年 1 2 月 6 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第2号）

平成30年12月6日

開 議	午前9時30分	
日程第1	報告第7号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）
日程第2	報告第9号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）
日程第3	議案第62号	専決処分の承認を求めることについて （岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）
日程第4	議案第63号	専決処分の承認を求めることについて （平成30年度岩出市一般会計補正予算第3号）
日程第5	議案第64号	専決処分の承認を求めることについて （平成30年度岩出市一般会計補正予算第4号）
日程第6	議案第65号	岩出市公民館設置及び条例の一部改正について
日程第7	議案第66号	岩出市民プール設置及び条例の一部改正について
日程第8	議案第67号	岩出市水田利用再編対策研修指導施設設置及び管理条例の一部改正について
日程第9	議案第68号	平成30年度岩出市一般会計補正予算（第5号）
日程第10	議案第69号	平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第70号	平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第12	議案第71号	平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第72号	平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第73号	市道路線の認定について

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、報告第7号及び報告第9号の報告2件につきましては、質疑、議案第62号から議案第73号までの議案12件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 報告第7号 専決処分の報告について

(損害賠償額の決定及び和解) ~

日程第2 報告第9号 専決処分の報告について

(損害賠償額の決定及び和解)

○吉本議長 日程第1 報告第7号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定及び和解)の件及び日程第2 報告第9号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定及び和解)の件の報告2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席でお願いいたします。

尾和弘一議員、一括して報告ごとに質疑をお願いいたします。

報告第7号について、お願いいたします。

○尾和議員 報告第7号について、専決処分の質疑を行います。

今回、専決処分をしたという理由については、図書館におけるムカデによって被害をこうむったということではありますが、本来、公共施設であるところの出入りについて、お客さんですね、市民並びにそういう利用者に対して、そういう被害が発生すること自体、考えられないわけではありますが、日常のこの図書館における衛生管理というものは、どのような方針のもとに行われてきているのか、それについて、まずお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育部長。

○湯川教育部長 おはようございます。

お答えいたします。日常の衛生管理につきましては、図書館内外に異常や異物がないか、また、毎日の清掃時やスタッフの巡回にて確認をしております。

また、立地環境から、敷地内には昆虫や鳥、こういったものの死骸等もあります。利用者が不快に思うことのないよう速やかに清掃を行っており、ゴキブリやクモ、ムカデ、ハチなどの駆除剤は常備していると。それから、梅雨時期など昆虫などが活発になる時期には、定期的に殺虫剤をまくようにしております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、日常的に管理はやっておるといことなんですが、その記録というのはどのような形で保管されているのか。

それから、その点検について、サイクル的にはどういう形でしているのか、毎日業務でやっているのか。それから、月1回、こことここについては、こういうチェックを行うとか、そういうように区分けをして管理をされているのか、そこら辺をお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育部長。

○湯川教育部長 再質疑にお答えいたします。

図書館の清掃につきましては、日常清掃として毎日清掃していただいておりますので、毎日の報告をいただいていると、こういうことになります。書類で報告を出していただいているということでございます。

それから、月1回ということですが、これは毎日チェックをしております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 日常、図書館のあるべき池の上部に設置をされている関係で、今言われたように、これから周辺の環境から見て、ハブとか、そういう発生も考えられますし、不愉快な思いであるイモリとか、そういうものも発生するであろうという環境にありますので、そこら辺については日常の点検並びにそういう二度と起きないような管理体制というのをしっかり構築していただきたいと思っておりますけども、ご答弁をいただきたいと思っております。

○吉本議長 答弁願います。

教育部長。

○湯川教育部長 今回の事故は、開館以来初めてということでございます。虫等につ

いてはアレルギーということもございますので、再発防止策としまして、まずはこういういった虫を進入させない手だてということで、殺虫剤を館外にまきまして侵入を防ぐ、それから、入館者に対する注意喚起、それから、かまれたときの対応方法とか、こういったものについて、きっちりと職員がそういうマニュアルを把握するように努めております。

○吉本議長 続きますして、報告第9号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 報告第9号 専決処分についてであります。市の所有物件の日常管理方針、これについて、どのような方針を立てて実施をされているのか、お聞きをしたいと思えます。

○吉本議長 答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長 尾和議員のご質問にお答えいたします。

特に公営住宅にかかわる日常の管理方針というのはありませんし、つくっておりません。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この被害の発生状況から見て、今回の台風21号による被害であろうと思うんですが、雨戸が飛ばされたということでもありますから、入居している市民の皆さんも、日常的に、あっ、ここちょっとおかしいなということがあれば、市のほうに連絡をするということが大切だというふうに思うんですが、そこら辺の連絡体制構築について、どのような実態にあったのか、お聞きをしたいと思えます。

○吉本議長 答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長 再質問にお答えいたします。

一応、住民からのそういう修繕要望等あれば、現地確認を行って、修繕をしてまいります。今回もその台風が通り過ぎた後、入居者の方からそういう連絡いただき、現場のほうを確認しております。

それと、入居者と取り交わすことになるんですけども、市営住宅の入居の請書というのがあります。その中に、市営住宅及び共同施設の使用について、必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しますと記載されていますので、日常の管理については入居者が行うものと思っております。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、課長のほうから答弁いただきました。

入居者が最善の範囲で、目視して、異常があればやると。同時に、私は、市の所有物でありますから、こういう被害が出てきますと、保険で対応されるとはいえ、市民の皆さんに甚大な被害を及ぼすことも可能性としてはあります。

今回は軽車両のみであったということなのですが、人に当たって、それが生死の原因になるということも考えられますので、入居者みずからが点検をすると同時に、市としても、少なくとも、3カ月に1回ぐらいは担当の市営住宅を担当者が巡回して、外観から見て異常があるかどうか、そういう点検作業も必要ではないかというふうに思っておりますが、これについてご答弁をください。

○吉本議長 答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長 再々質問にお答えいたします。

ご要望のように、適正な維持管理に努めるということで、職員のほうでも現場のほうで見たときには確認したいと思ひますし、そのように適正に管理したいと思ひます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、報告第7号及び報告第9号に対する質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて

(岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正) ~

日程第14 議案第73号 市道路線の認定について

○吉本議長 日程第3 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正)の件から日程第14 議案第73号市道路線の認定の件までの議案12件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1 番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

議案第63号についてお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

日本共産党議員団として、今回の議案では、5つの議案について質疑を行いたいと思います。

まず、63号、平成30年度の一般会計の補正予算3号から行きたいと思います。

この中では7ページのところに、小学校、また中学校、これにおける設計監理という委託料について記載されていますが、この内訳というんですか、内容について、まずお聞きをしたいと思います。

そして、2点目に、管理委託される事業というのは、どういう内容のものなのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

それと、3点目には、予備費について、現行の3,500万円にプラスして1,000万円が計上されるわけなんですけど、この理由について、まずお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 増田議員のご質疑に、通告に従い、お答えいたします。

まず1点目の小学校、中学校における設計監理委託料についての内訳内容につきましては、小学校については、中央小学校分だけで78万8,000円です。中学校につきましては、岩出中学校が70万円と岩出第二中学校が60万4,000円となっております。

続いて、2点目の委託事業についてはどのようなものを委託するのかにつきましては、中央小学校防球ネット改修工事設計監理業務委託と、岩出中学校テニスコート防球ネット改修工事設計監理業務委託、そして、岩出第二中学校の防球ネット改修工事設計監理業務委託となっております。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 通告に従い、増田議員の質疑にお答えします。

3点目の予備費において1,000万円が計上されているが、その理由はということですが、これまで災害等の不測の事態が発生したため、予備費の充用を行い、緊急対応を行ってきました。そのため予備費の残額が乏しくなっていることから、下半期における不測の事態へ対応するため増額するものです。

主な予備費の充当内容については、大阪府の北部地震を受けたブロック塀の改修費として1,591万4,000円、7月に発生した西日本豪雨による井原市への職員派遣費として41万7,000円、台風21号による道路災害復旧の緊急対応費として1,231万1,000円となっております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 まず1点目の部分の小学校、中学校については、要するに災害の関係での支出金だということなんです。だとしたら、できるのであれば、私、市として統一していただきたいなという思いはあるんです。

他の部局なんかでは、例えば、児童福祉施設なんかでも、説明では、根来の保育所とか、さくら、山崎なんかの各保育所関係なんか、修繕費というような形で出ています。クリーンセンターなんかでもストックヤード、シャッター破損、これなんかについても修繕費と、こういう名目で上がってきています。

ところが、学校関係なんかでは、修繕料というのは確かにあるんですが、その辺のところなんかは、他の名目なんかでは、設計なんかも含めて、修繕料の中に入っているのかな、どうなのかなという点なんかも、ちょっとあるんですが、その辺が、他の修繕料なんかと、今回、学校関係なんかではきちんと設計という部分なんかと分けて上げられているのかなというような気もあるし、その辺のところは、実際に修繕料という部分の中なんかでは、そういうことなんかも込みで、そういう形になっているのか、教育委員会との違いというのは、何か違いというんですか、そういうのはあるのかな、どうなのかという点、市としての統一的な部分はどういうふうに考えているのかなという点だけ、ちょっとお聞きをしたいと思うんです。

もう1点は、今、説明の中では、補正前の額3,500万円、今回の部分については1,000万円をプラスするんだよという、そういう形の中での対応ですという説明でした。ということは、専決処分という部分の中で、要するに3,500万円、当初計上していたと。さらに災害なんか起きたという部分の中で、1,000万円の必要性が生じましたと。それについては、災害関係にプラスして、その予備費をどうしても計上しなければならないよという、そういう部分の中での対応だということで、単純に3,500万円というやつに積みましたというだけの部分じゃないという、そういう確認でいいのか、そういうことでいいのかなということだけ、ちょっと確認だけちょっとしたいと思うんです。

○吉本議長 答弁願います。

教育部長。

○湯川教育部長 予算編成の関係かと思いますが、修繕で済む部分は修繕料でいいと思います。それから、今回、防球ネット、設計が必要だということで設計監理、これは委託料のほうで計上させていただいています。また、その他の工事費のほうも計上させていただいてございますが、それぞれの状況によって、設計が必要な場合は設計委託料ということで計上すると、こういうことでございます。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

予備費について、専決処分の中でというふうなことでの理解でというお話であったんですけども、予備費は、基本的には、歳入歳出予算を執行するに当たり、当初ではちょっと算定することが不能な、今回のような緊急の災害があった場合、そういうのにある程度備えるという意味で認められているものです。

これは既に予備費として予算化されておりまして、それはそれぞれの事業費に流用を行ったと。先ほど申した金額は、それぞれの事業費に流用を行ったということで、予備費としての残額が減っていると。それで、このままでは、またこれ、まだ下半期、不測の事態が生じる可能性は全くないと言えませんので、現在、充当してなくなっている予備費を1,000万円追加して計上させていただきたいと、そういうことで提案をさせていただいております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 最初の説明で、1,591万円、1,231万円というのが必要になったということだというふうにちょっと私捉えたんですが、そうすると、専決処分という部分の中で対応するのであれば、実際には、各いろんなところで修繕料というような項目なんか設けられて、計上されているんですから、災害対応なんかの部分については、今言われた部分なんか、確かに、工事請負費とかというそういう部分の中では、項目としては載ってきているんですけども、それと同じような形で計上されるのが、予備費かなというんじゃないしに、そういうふうにするのが普通なのかなというふうに思うんですけども。

言われたように、予備費の中から流用するというのは、確かにできると思うんですが、今後の対応として1,000万円が必要だというふうにされたわけなんですけど、最初の話の部分の中では、もう既に3,500万円の部分から流用したというような、ちょっと言い方、使われたようなふうに、ちょっととられるように、ちょっと私思

ったんで、その辺だったら予備費の金額なんかも変わってくるんじゃないかというふうには、使われたのであれば、予備費のどこからの支出という部分も出てくるのかなというふうにちょっと思ったので、その辺のそこだけ、ちょっと改めてもう一回説明してもらえたらなと思うんです。

○吉本議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

流用というふうに言いましたけども、最初の説明で言いました予備費の充用、流用と同じ意味なんですけども、ということで、再度整理をして説明しますと、予備費で3,500万円当初予算で積んでございましたが、先ほど説明をさせていただきましたが、今回、災害が多数発生しまして、大阪府の北部地震を受けたブロック塀の改修費用として1,591万4,000円、あと、台風21号による道路災害復旧費の緊急対応費として、1,231万1,000円をもう既に予備費の中から使っております。

そのほかにも井原市の職員派遣費とか、いろいろ使っている中で、もう残額が乏しくなってきたというところで、このまま予備費の残額のままでいけば、先ほども説明をさせていただきましたが、繰り返しになるんですけども、下半期において災害が発生した場合に、緊急に対応する経費というのが現状では足らなくなるのではないかなというところで、1,000万円の増額を今回専決して計上をさせていただいたと、そういうことでございますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○吉本議長 続きまして、議案第66号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 66号については、市民プール設置及び管理条例の部分なんですけど、この中で3点お聞きをしたいと思います。

まず1点目は、使用料です。この使用料について、屋外プール、またトレーニングルームの使用料が、200円から300円に値上げをされるという内容になっています。これについては、値上げをする理由について、どういう理由でされるのかという点。

それと、2点目には、使用料の値上げを行った場合、市としての影響額、これについてはどう見ているのかという点。

3点については、新しいプールを建設するときには、専門家も含めたまちにおいて検討していくと。そうした議論を受けた中で、新しいプールを建設してきたという経緯があります。検討委員会というんですが、そういう部分なんかを通じて建設されてきたということがありますが、使用料の面なんかについても、そうした専

門家の方なんかの意見を聞いた上での対応なのか、議論というようなものなんかがされてきたのかどうか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○信定生涯学習課長 おはようございます。

通告に従い、増田議員の質疑にお答えいたします。

1つ目、屋外プール、トレーニングルームとも、200円から300円に値上げを行う理由についてですが、堀口プールが昭和51年度、東公園プールが昭和55年度に開場して以来、また、トレーニングルーム使用料については、昭和59年度に総合体育館を開設以来、使用料の改定はしておりません。消費税が段階的に導入された際も、利用者として子供が多いとのことで、利便性という観点から使用料は据え置きにしてまいりました。

今回の改正は、新プールの建設費や運営費の増、また来年10月の消費税増税を見据えた中で、県内他市の状況、利用者の利便性等々を勘案して改正するものであります。

2点目、使用料の値上げを行った場合、影響は幾らと見ているのかについてですが、現在の2施設の平成29年度実績では、利用人数1万6,518人、歳入額249万7,800円でありました。プール使用料を100円上げさせていただくことによって、歳入額につきましては、平成29年度実績で1.5倍の約375万円を見込んでおります。

また、トレーニングルームにつきましては、平成29年度では3万244人、歳入額398万5,800円でありました。トレーニングルーム使用料を100円値上げさせていただくことによって、見込み額は約597万円を見込んでおります。

3点目、新プール建設を議論、検討した専門家を含めた検討委員会において、使用料についても議論が交わされてきたのかについてですが、スポーツ推進員や周辺市民の方々の意見をお聞きした中、使用料についての議論はしておりません。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 プール及びトレーニングルーム、これを値上げした場合、やはり市民感情、こういう部分の点では、えっ、何で値上げせなあかんのというような、こういう驚きの声なんかも上がると思うんです。しかも、1.5倍という金額になるわけなんですからね。

その点では、市として、この値上げを行うということに対して、市民感情につい

てはどのように認識をしているのかという点、この点だけ再度お聞きしたいと思えます。

○吉本議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○信定生涯学習課長 再質疑にお答えいたします。

値上げ、市民感情どうかということの質疑なのですが、先ほども説明させていただいたとおり、今まで利便性という観点から使用料を据え置きとしてきました。今回の改正につきましては、建設費や運営費の増、消費税を見据えた中での値上げという形になっております。

これにつきましても、市民の感情については大丈夫だと考えております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第68号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 68号については、4点お聞きしたいと思います。

まず1点目は、適応指導教室、6ページのところに適応指導教室における事業の委託金というものが出てきています。まず、入として6ページで出ている。歳出においては、補正予算が212万円というふうになっています。そもそもこの適応指導教室関係で、補正予算の5号で行われる事業内容というのが、そもそもどのようなものなのかと。

2点目には、消耗品費において68万5,000円というものが支出が必要だという内容になっています。この内容についてお聞きをしたいと思えます。

そして、3点目には、機器の借上料62万5,000円というふうになっているんですが、この62万5,000円、必要な機器というのはどういうものなのかという点、お聞きをしたいと思えます。

2点目には、繰り上げ償還、繰り上げ返済、この点については長期債の関係で、繰り上げられるわけなんです、今回、繰り上げることによって、市として軽減される金額というのは幾らなのか、その見込み額という点をお聞きしたいと思えます。

また、3点目は、減債基金、ここに2億円積み立てられますが、これはどうしてそういうふうに減債基金というところに積み上げるというふうになるのか、その理由についてお聞きをしたいと思えます。

4点目に、公共施設の整備基金というところにもお金が積み上げられるわけなん

ですが、岩出、今後における市内の施設、この整備計画という部分については、年次計画的に、市としてはどういう進めようというふうに考えているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 増田議員のご質疑に、通告に従いお答えいたします。

1点目の適応指導教室関係の補正につきましてはの1点目、どのような事業内容なのかにつきましては、和歌山県適応指導教室拡充支援事業を活用し、適応指導教室の取り組みを一層充実させ、欠席しがちな児童生徒や不登校等長期欠席の状態になった児童生徒への効果的な支援のあり方について、取り組みを進めるものです。

2点目の消耗品費の内容につきましては、問題データベースなどのデジタル教材の購入費です。

3点目の機器借上料につきましては、タブレットパソコン5台の借上料となっております。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 通告に従い、増田議員の質疑にお答えいたします。

2点目の長期債における繰り上げ返済による軽減金額ということでございますが、長期債の繰り上げ償還による将来の利子負担軽減額は、今回386万9,000円となっております。

次、3点目の減債基金に2億円を積み立てるのとはということでございますが、減債基金への積み立てについては、平成30年度の当初予算において2億円の取り崩しをしておりましたが、平成29年度、繰越金が生じたことから、その積み戻しを行い、将来の公債費の負担に備えるものです。

4点目、公共施設整備基金への積み立てについてですが、公共施設整備基金につきましても、平成30年度当初予算において、これは市民プール建設事業費などの財源として4億円を取り崩しておりましたが、減債基金と同じく、繰越金が生じたことから、この一部である1億2,000万円の積み戻しを行い、平成31年度以降の公共施設の整備、改修等の事業に備えるものです。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 適応指導教室関係なんですけど、今、機器借上料、タブレット5台分ということでした。この補正で使われる機器借上料というのは、今年度、3月までの部

分の金額で62万5,000円と。タブレット5台で62万5,000円ということになると思うんですが、タブレットの借上料というのは、このぐらい高いものなんですか。ちょっとその辺わかりにくいところあるんですけども、現実的に、タブレットというのを5台分だったら、その辺のタブレットの借上料の部分が、1台、年間でちょっとどうなるのかという点も含めて、改めて機器の借上料について、何が何でもこれだけを借りて、どういう成果を市としては上げたいというふうに、ちょっと考えておられるのか。この点をお聞きしたいと思うんです。

そもそも、補正なんで、この時期に何で事業が始まったのか、この点はよくわからないところがあって、なぜ今の時点でこの適応指導教室会計で、そもそも補正予算を組まなければならないような事態が生まれたのか、この点もあわせて、ちょっと再度お聞きしたいと思うんです。

そして、また今回のこの事業については、来年度以降も引き続いて行っていくという考えを持っておられるのかどうかという点、この点もあわせてお聞きしたいと思います。

もう1点は、公共施設の関係で、公共施設基金への積み立てという部分については説明もいただきました。実際には年次計画的に、市としても計画しているものがあると思うんですね。それでは、年次計画面において、整備計画、この点については長期計画というものが市として計画されている中で、今の時点でわかっている面として、平成31年度、そしてまた平成32年度完成というんですか、今回の長期計画という部分の中での平成31年度、平成32年度といったものが市として残されているのか、計画として残されているのか、この点ちょっとお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず1点目、機器借上料が適正な価格であるのかということにつきましては、見積もり等を徴取しておりますので、適正な価格であるというふうに考えております。

2点目につきましては、成果をどのようにして上げていくのかにつきましては、適応指導教室において、I C機器等を活用して、個に応じた学習活動を提供していき、タブレットパソコン等を活用して、自分のペースや内容に応じた課題に取り組むことで、学びに対する意識や、あるいは学力の定着を図っていきたいというふうに考えております。

3点目、どうしてこの時期なのかにつきましては、本事業は文部科学省の平成30

年度いじめ対策・不登校支援等推進事業を和歌山県教育委員会が採択され、平成30年度和歌山県適応指導教室拡充支援事業として、本市が採択されたものであります。4月当初、年度当初、和歌山県が採択されませんでした。再度募集があり、それに県が採択されたことを受けて、本市が採択先として認められたということなので、この時期というふうになりました。

来年度以降ということはどうなのかということですが、先ほど言いましたが、本事業は文部科学省の事業を受けて、和歌山県教育委員会が採択されたものを本市で採択、事業化するものでありますので、基本的には本年度のみの事業というふうにご考えております。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

公共施設の整備事業について、現時点で、平成31年度、平成32年度の具体的な年次計画等がということがあればということでのご質問であったかと思いますが、公共施設の整備の計画につきましては、平成28年3月に、岩出市公共施設等総合管理計画ということで大きな計画を立ててございます。これにつきましては、平成28年度から平成57年度までの30年間を計画期間として、計画の基本方針を定めたものでございます。

それに基づいて、公共施設の整備というのは、今後行っていく予定ですが、現時点で、平成31年度、平成32年度で具体的なということにつきましては、この場ではまだお答えできるものはございません。

それと、そういう計画はそれぞれの平成31年度の当初予算あるいは平成32年度の当初予算の中で改めてご審議をいただくということになると思います。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 適応指導教室関係なんです、今お聞きしたら、本年度のみだと。3月で終わるんだということなんです、そうすると、せっかくこういうふうな部分が、県を通じてするということなんで、市としては、平成30年度だけで終わるというのは非常に残念だなという気が私なんです。

そういう点においては、県に対してもしっかりと、これからもそういう適応指導教室面において、より一層の制度の充実という点ですか、そういう部分なんかも含めて対応してほしいというようなことなんかは、県に対して要望する。引き続いてやってほしいんだという、そういうようなことは市としてどのように対応される考

えなのか、この点 ちょっとお聞きをしたいと思うんです。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

本事業は、基本的には本年度のみの事業というふうになっておりますが、ノウハウといいますか、ICTだけではなく、カウンセラーであるとか、そういうふうないろんな部分をこの費用等を活用しまして、蓄積、うちもしていきたいな。できる部分については、今、現既存の事業等も活用しながら、うまくしていけばというふうには考えておりますし、先ほど議員ご指摘のとおり、県に対しても引き続き適応指導教室拡充のための市等の支援であるとか、そういうふうな部分については引き続き要望していきたいというふうに考えております。

○吉本議長 続きまして、議案第69号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 69号については国保関係です。基金ですね、今回、補正予算では基金に1,040万円積み立てられる形になっています。改めて確認だけしたいんですが、この1,040万円を加えた基金の合計、これについては幾らになるのか。

2点目に、一般会計に繰り出しというんですか、一般会計へ繰り入れする対応が行われるわけなんですけど、金額的に、せっかく基金に積み立てる対応、こういうものがとられているのに、なぜ多額のお金を一般会計へ繰り出すという対応がされるのか、これについてお聞きをしたいと思うんです。

平成29年度の決算では6,000万円ぐらいの国に対しての返還金というんですか、精算による返還金というものなんかが生じてきています。そういう部分でいうのであれば、そういう対応なんかも一般会計へ繰り入れしないで、やはり基金というところで対応していくというのが筋ではないかと思うんですが、なぜ一般会計繰り出しというような対応がされるのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

1点目、基金合計額ですが、平成29年度末残高が90万円でしたので、今回積み立てますと、合計1,130万1,000円になります。

続いて、2点目、なぜ一部分しか積み立てず、一般会計へ繰り出すのかにつきましては、平成29年度交付金等の精算に伴う返還金6,889万円を返還する必要があっ

たため、その財源として、9月議会において一般会計から6,889万円を繰り入れる補正をさせていただきました。

このたび国保会計の前年度繰越金が確定したことにより、一般会計からの繰り入れ相当分を繰り出すこととしたものです。これまで申し上げてきましたように、一般会計からの法定外の繰り入れは、後に精算することを原則として繰り入れており、最終的には繰り出しして返すものと考えています。

ただし、国保は平成30年度から広域化され、現在、過渡期と言える時期にあるため、今後、本市の国保会計に及ぼす影響などさまざまな不確定要素がございます。

そのため今回は本年9月に一般会計からの繰り入れ相当分として6,889万円を繰り出し、残り1,040万円は基金にとり置く補正としたものです。

なお、基金積み立ての上限額や規模等については、今後の状況を見ながら考えていきたいと思っております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第70号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案70号、介護保険の補正予算なのですが、これについても、先ほどの国保と同じように、介護給付費の準備基金というところで積み立てがされるわけなのですが、これについても基金の合計、これを積み立てることによって、合計額というのは幾らになるのかという点、この点をお聞きしたいと思っております。

そして、2点目には、来年度、このようにして積み立てられた準備基金、この部分についてはどのような対応されるお考えなのか、この2点お聞きをしたいと思っております。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

1点目の介護給付費準備基金合計額は、幾らになるのかについては、現在の残高2億6,517万348円に、今回の補正において1,757万8,487円を積み立てますと、2億8,274万8,835円となります。

次に、2点目の準備基金をどのように活用しようとしているのかにつきましては、岩出市介護給付費準備基金条例第6条において、介護保険給付費等の財源に充てる場合に限り、処分することができるとなっております。介護給付費が見込みを下回

る場合などは、剰余金を準備基金に積み立て、介護給付費が急増し、見込みを上回る等、不測の事態に備えることで、介護保険事業の安定的な運営を図るために活用いたします。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 現時点で、基金については、来年度の予算編成時期ですんで、市としてどのような対応になるだろうという見込みをされているのか、その点、ちょっと改めてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 先ほどもお答えいたしましたように、来年度については、その時点で給付費が見込みを下回る場合は、剰余金を準備基金に積み立てますし、また、介護給付費が見込みを上回る等で不足が生じた場合は、介護保険の準備基金をその給付費に投入するという考えでございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時40分から再開いたします。

休憩 (10時25分)

再開 (10時40分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

議案第62号についてお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、議案62号について質疑をさせていただきます。

今回の議案62号についてであります。岩出市の臨時的任用職員の給与に関して、最低賃金の引き上げに伴って対応したものであるということですが、時間給並びにアップ率、これについてはこの該当する給食配膳補助費、職員の幾らになるのか、まずお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員の質疑につきまして、通告に従い、お答えいたします。  
時間給は803円で、アップ率は2.95%となっております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これで試算しますと、和歌山県の最低賃金については803円ということで、10月1日から施行されております。これに抵触するものについては、最低賃金を違反になるということではありますが、今言われましたように、アップ率が2.95%、今回の和歌山県の最低賃金のアップ率については、それよりか多くて3.36%であったと思うんですが、この試算をしていく中で、岩出市は最低賃金を最低クリアするというのみに主眼を置いた選択ではないかというふうに思うんですが、それについて、まずお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

業務内容等に応じた適切な金額であると考えておりますので、率といえますか、803円、本市では、先ほど言いました2.95%でしたが、その業務内容等に適切な金額を出ささせていただいたというふうに考えております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それ、今答弁をいただきました。アップ額については、最賃の流れからいいますと26円、780円が803円になったわけでありますから、26円のアップになっているわけであります。

それについての違和感があるんですけども、今ご答弁いただきましたが、私は、基本的に他の臨時職員についても横並びで上げていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、その波及効果については、現在のところ、どのようなお考えがあるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育部長。

○湯川教育部長 再々質疑にお答えいたします。

今回の議案につきましては、給食配膳補助員、これが対象となるものでございま

すので、ほかの臨時職員、これはまた違う話かなと思います。

先ほど、教育総務課長が答弁いたしましたように、勤務の状況等々を考えますと、適切であると、このように考えてございます。

○吉本議長 続きまして、議案第63号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案63号についてお聞きをしたいと思います。

まず、今回の共済金並びに補正予算で組まれている事業内容であります。支給に至る経過、決裁ですね、共済金に関する問題について、お聞きをまずしたいと思います。

それから、今回、台風に伴って、超過勤務の実績が拡大、増大したということなんですが、対象者、管理職者、それから一般職員及びその時間数について、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、被害に遭った物件についてですが、これについてどういう被害があったのか、その具体的なご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 通告に従い、尾和議員の質疑にお答えいたします。

共済金に関する事項についてですが、今回、その他雑入に計上しているものについては、平成30年9月4日に台風21号により被災したもので、災害の種類としては、風災、水災となり、被害額の100分の50が支払われることとなっております。

被害状況については、既に共済会に報告しており、各施設にて修繕を進めているところですが、業者へ修繕費用を支払い後、共済会へ被害額を申請し、100分の50が市へ支払われることとなります。

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 尾和議員ご質疑の2点目、超過勤務の実績及び対象者及び時間数についてですが、対象者は一般職員で、時間数は、平成30年7月豪雨、48人、223時間10分、台風12号、71人、730時間35分、台風20号、79人、839時間40分、台風21号、116人、872時間5分、台風24号、125人、1,073時間10分、延べ439人、合計3,738時間40分です。

○吉本議長 子育て支援課長。

○佐谷子育て支援課長 通告に従い、尾和議員ご質疑3点目の被害に遭った物件とその内容についてお答えいたします。

去る9月4日の台風21号により、各保育所において被害が生じました。被害物件と内容につきましては、岩出市保育所、カーポート修繕、岩出保育所、軒天修繕、山崎保育所、プロパン倉庫屋根修繕、根来保育所、給水管カバー修繕、根来保育所、桜倒木による伐採、撤去及びフェンス修繕、上岩出保育所、カーポート修繕の以上でございます。

なお、予算には載せておりませんが、別に根来保育所屋根の雨漏りの件がありますが、ただいま国と協議中でございます。

○吉本議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

被害に遭った物件については、クリーンセンター内資源ごみストックヤードです。内容につきましては、台風21号の暴風により、廃プラスチック置き場の重量シャッター2カ所と衣類置き場重量シャッター1カ所が破損したものであります。

○吉本議長 土木課長。

○山本土木課長 尾和議員のご質疑についてお答えします。

土木関係になります。農地等災害復旧費、これ工事請負費についてですが、7月豪雨による農地等の災害であります。境谷地区で3件、水田に土砂が流入し、撤去するものと、あぜが崩れ、ブロック積みで復旧するものです。また、安上地区で1件、これもあぜが崩れ、ブロック積みで復旧するものでございます。

次に、公共土木災害復旧費についてですが、委託料、台風21号による境谷地区の市道境谷相谷線ののり面崩壊箇所の測量設計費用です。工事請負費についてですが、7月豪雨、台風20号及び台風21号による市道への倒木や土砂流入があり、倒木撤去や路面清掃等に要した費用になります。また、強風によりカーブミラーの修繕に要した費用になります。

○吉本議長 教育総務課長。

○柏木教育総務課長 尾和議員の質疑につきまして、通告に従い、お答えいたします。

被害のあった物件とその内容の学校の部分につきまして、中央小学校は、校舎及び体育館の屋根と防球ネット、フェンス、西門扉、物置が強風のため破損しております。岩出中学校は、校舎の屋根、笠木と空調室外機、防球ネットが強風のため破損しました。岩出第二中学校は、防球ネットが強風のために破損しております。

○吉本議長 生涯学習課長。

○信定生涯学習課長 通告に従い、尾和議員の質疑にお答えいたします。

被害に遭った物件とその内容の社会体育施設の部分につきまして、市民総合体育

館正面の自動ドアがガラスの落ち込みにより、自動開閉不能となりました。また、大宮緑地総合運動公園内可動式トイレ1基が強風により転倒しました。同内テニスコートの回収ネットの支柱が破損しました。また、根来テニスコート内の日よけテントの支柱も折れて破損しました。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 共済金の関係なのですが、今、ご答弁いただきました。100分の50については、共済組合のほうからその支給されるということではありますが、100分の50、半分については、岩出市の一般会計からの持ち出しになるのか。それともその手当についてはどういうところで支出していくのか、お聞きをしたいと思います。

それから、超過勤務の実績なのですが、今、ご報告いただきました。管理職者については、基本的には、時間外手当というのは支給されてないと思うんですが、一般職員の時間外、休日出勤、これについての対応について、押しなべてストレートにそれを超過勤務として休日出勤に充てるのではなくして、こういうような非常時期については、その後振りかえ休日なり代休として処理をしていくと。そして、超過勤務手当の支出をなるべく抑えていくという手段がとられるべきではないかというふうに思っていますが、それによって岩出市の財政支出を少なくしていくという対応があってしかるべきであるというふうに思うんですが、そういう対応を実際されてきたのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、今、被害状況の中でお聞きをしました。事前に台風に備えて、各課で、不可抗力の場合、これはやむを得ない場合を除いて、例えば、クリーンセンターのシャッター破損等については、自衛措置として、風が吹くということは想定されていたわけですから、シャッターを開閉にして、あけておいて、風通しをするような状況にしておくとか、それから、カーブミラーの破損については、これは前々から要請をお願いをしておるんですが、日常ふだんに点検をすると。そして、カーブミラーの破損の内容に、ここら辺についてのチェック機能はどうであったのか。

それから、教育関係では、ネットの問題を今大きく予算を組まれているんですけども、ネットをこれ一部の地方自治体では、上げ下げできるようなネットの施設にしておく。強風のときについては、それを左右にまとめるとか、そういうような対応をしておけば、そういう被害が発生することは極力抑えることができるのではないかというふうに思うんですが、これらの点について、担当課の管財課が所管をしておると思うんですけども、管財課のほうでそういう事前に予測される、地震と

いうのは、これは一過型で対応できないんですが、台風に対しては、気象庁の発表等では、少なくとも発生してから日本に上陸する可能性のある、考えられるということは、少なくとも5日ぐらい前には予測が可能な状態にあります。

そういう意味では、そこら辺の対応が万全ではないんじゃないかと。被害が起きたら、被害が起きた。それに対して手当てをするんじゃないかと。そういう事前の対応策をやはり各課で、前もって対応すべきだというふうに思うんですが、ここら辺について、その準備はどうであったのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

被害に遭った共済の物件の100分の50の残りの分についての財源ですが、これはお手元の事項別説明書にもありますとおり、全額一般財源となりますので、市の負担となります。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員、再質疑の職員が休日に出た場合、代休をとるべきではないかということで、これにつきましては、休日に勤務した場合は、職員の健康面からも代休をとることを優先としてございます。

○吉本議長 子育て支援課長。

○佐谷子育て支援課長 尾和議員再質疑の事前の対応策についてでございますが、子育て支援課におきましては、保育所等に事前に飛びそうなもののチェック等呼びかけております。

○吉本議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 クリーンセンターにおきましては、台風等がありましたら、看板、そういうもので飛びそうなものにつきましては倒して置くということをやっておりますが、この資源ごみのストックヤードにつきましては、平成24年4月以降、台風等のために重量シャッターといたしまして、暴風に強いシャッターをやっております。

なぜやっておるかということにつきましては、中に資源ごみ、入っておりますので、それをシャッターをあけてしまう、台風で飛んでしまうということのないように暴風シャッターをやっており、平成24年4月以降、今まで破損がなかったという

ことで、今回の台風が異常に大きかったということと考えております。

○吉本議長 土木課長。

○山本土木課長 再質疑についてお答えいたします。

土木課としてですけれども、事前の準備としては、災害の来る前には現場のパトロールというのを行っております。また、道路パトロールということで、月1回であったものを、最近では月2回、パトロールを行いまして、施設の管理というのを重点的に行っております。

○吉本議長 教育部長。

○湯川教育部長 教育部ですけれども、これも議員のおっしゃるとおり、台風については事前準備が事前に確保できるということです。これまで被害に遭った箇所等々を中心に、スポーツ施設等についても事前に動かせるものは動かして備えるということでございます。

それから、防球ネットの手動で上げたり下げたりできるという、そういうネットに変えればどうかと、こういうご指摘でございます。今回の台風を受けて、この点についても協議をしております。ただ、今回の補助の対象ということになりますと、原状復帰ということが基本にあるということでございますので、今回は、今、張っているネットという形に考えてございますが、今後、手動で上げ下げできるようなネット、こういうものを張るように、つけていくように検討してまいります。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 超過勤務のところでお聞きをしたいんですが、代休対応をやっているということなんですが、代休で実績、何日して、幾らの軽減を図ってきたのかということについて、お聞きをまずしたいと思います。

それから、被害の状況についてですが、やはりこれは市民の皆さんも我々もそうなんですが、台風が来た、やむを得ない災害、突風については、これはどうすることも人力では不可能だと思うんですが、いかにそれを最小の被害に食い止めるかというのは、これは災害本部長である市長の指示がないと、これは動かないと思うわけでありまして。

事前に、各課でそういうものをチェックをして、そういうときに備えて対応するということが、今後は綿密な計画のもと、実施をされることを期待をしたいと思うんですが、それについてご答弁をください。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

超勤で代休対応で、何日して幾らかにつきまして、これにつきましても資料は現在持ち合わせてございませんが、今後も代休の取得を最優先に考えてまいります。

○吉本議長 副市長。

○佐伯副市長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

各施設における事前の準備についてでございます。ご指摘のように、事前準備は大変重要であるということは認識しております。引き続き各所属の所管長に対して、事前チェックの徹底を図ってまいります。

○尾和議員 議長ね、超過勤務の代休は後で回答もらうようにしてください。資料、今持ち合わせてないということなので。よろしいですか。

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 済みません。先ほどの資料ですけれども、現在のところ、代休につきましては、あと8週のうちでとれるとなつてございますので、今現在、集計はできてございません。

○尾和議員 現時点の資料でいいんです。もう既にとおっておる人もいてる。

○木村総務課長 現在とおっておる者もございませぬけども、ちょっとそういう数値というのは今現在出してございませぬので、もしも出すとなりましたら、ちょっと日数を必要といたします。

○尾和議員 それからでいいです。数字の計算ができたときに出してください。

○吉本議長 続きまして、議案第64号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第64号について、質疑をさせていただきます。

議案第64号についてであります。この中で補正予算を組まれておるんですが、この中に物件補償というのが出ております。物件補償16万6,000円、これについての内容をお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長 尾和議員のご質疑についてお答えいたします。

物件補償費の内容ですが、台風21号による境谷地区の市道境谷相谷線ののり面崩壊箇所の復旧工事に伴って、境谷地区のごみ置き場を取り壊すことになるため、その補償費用になります。

また、工事の作業ヤードが狭いため、隣接する土地を借地するための費用でござ  
います。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ちょっともう一度確認なんです、境谷のごみ置き場の復旧に充てると  
いうことなんです、基本的には、これは各自治会がお金を出して設置している部  
類ですよ。台風の被害によってこれを補償するということになると、ほかの際に  
もこういう自然災害における物件補償というのは横並びで、市が支出するのか、そ  
こら辺についてどのようなお考えで、今回の補償に至ったのか。それとも、市が半  
分もちますとか、そういうような規定なり規約、3分の1とか、そういうような形  
で処理をしたのか、そこら辺について、ちょっとお聞きをしておきたいと思いま  
す。

○吉本議長 答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長 再質疑についてお答えします。

工事によって、ごみ置き場が取り壊すということになりますので、その復旧費用  
ということになります。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ちょっと確認なんです、そうすると、境谷ののり面崩壊に応じて、資  
源置き場ですか、ごみの置き場ですかね、そこが工事をやるに当たって差しさわり  
があるというので、その部分については撤去をして、ほかのところに設置をする  
と。その費用に岩出市の一般会計のほうから支出をしたという理解でよろしいでし  
ょうか。

○吉本議長 答弁願います。

土木課長。

○山本土木課長 再々質疑にお答えします。

山の斜面に接している、近くにあるごみ置き場でございます、それが本復旧工  
事によって取り壊すことになります。その一度取り壊したものを工事が終わって  
からまた復旧するというための費用になります。

○吉本議長 続きまして、議案第65号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第65号の質疑を行わせていただきます。

65号の条例改正であります。今回の条例改正で、船山地区公民館、山崎118番地の4と改正案にはなっております。番地の確認なんです。この番地については、あとのところにも関連するんですが、現行の船山地区公民館、消防署の屯所があるところですね。このところを指しているというふうに思うんですが、この番地、118番地の4をネットで検索しますと、あの番地、二百二十何番地ですかね、そのところから東約50メートルぐらいのところの番地にヒットしたんですけども、これについて、ちょっと確認をさせてください。

○吉本議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○信定生涯学習課長 通告に従い、尾和議員の質疑にお答えいたします。

番地の確認についてですが、現在の船山地区公民館の番地は、岩出市山崎122番地です。新しく完成しました新船山地区公民館の番地につきましては、岩出市山崎118番地の4になっております。現公民館から東に100メートルほどのところに新設で建てております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そうしますと、現在、船山地区公民館という看板を設置していますよね、屯所のところに。あの看板は移動されるのでしょうか、それとも現行のまま、ああいう表示で対応するのか、これについて再度ご答弁ください。

○吉本議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○信定生涯学習課長 再質疑にお答えいたします。

現在の船山地区公民館につきましては、岩出地区水田利用再編対策研修施設という名称であります。この船山地区公民館につきましては、新しく建てたところに船山地区公民館として持っていかにさせていただきます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私が勘違いしているのか、確認したいんですが、現在の屯所のあるところには、銘板で船山地区公民館という銘板ついていますよね。そしたら、118番の4のところにも船山地区公民館という表示になるのか、あの銘板は移動するのか、ちょっと僕、現地を確認しておるんですけども、現在ついとるやつについて、どうなのかというのが誤解を生じる可能性があるんで、この点について再度ご答弁くだ

さい。

○吉本議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○信定生涯学習課長 再々質疑にお答えいたします。

現在の船山地区公民館は取り壊しとなります。よって、その銘板は持っていきません。

○吉本議長 続きまして、議案第66号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 岩出市民プールに関してですが、先ほどもこれに関連して質疑がされました。私は、1番目に値上げの理由についてお聞きをしているんですけども、先ほどご答弁いただきましたので、それと同一やと認識をしております。それは答弁よろしいですわ。

それと、2番目のトレーニングルームに関してですが、現行200円を300円に、それから、小学生未満については無料、プールですよ。それから、トレーニングルームについては、1人1回、現行は200円やったと思うんですが、それを300円に。1人1カ月について1,500円、それから、市外の人については3,000円という形で表示をされているんですが、今までトレーニングルームを1カ月借用すると1,000円で使えたと思うんですよ。しかし、その1,000円の表示は条例でうたわれてないところを現行は徴収してたというような理解でよろしいんですか、これ。大変な問題ですよ。条例にないところを徴収したということになれば、市民の背任行為でありますから、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○信定生涯学習課長 通告に従い、質疑にお答えいたします。

2点目、トレーニングルームに関して、現行は幾らかについてでございますが、現在、1日の利用料は200円、1カ月の利用料、定期券は1,000円をいただいております。

○尾和議員 だから、1,000円徴集しているのはどこの根拠に基づいて徴収していたんかということを知っているんです。条例に載ってないところを徴集したんちゃうんか。その答弁がないですよ。

○吉本議長 生涯学習課長。

○信定生涯学習課長 再々質疑にお答えいたします。

○尾和議員 再質疑と違う。1回目の質疑や。

○信定生涯学習課長 済みません。これにつきましても、現在、いただいております。

○尾和議員 いただいておりますのはいいけど、どの条例に基づいて1,000円を徴収したのかということを知っておるわけですよ。その答弁をしてくれと言うとるんや。はっきり答えなさい。そんな曖昧な答えじゃあかんよ。

教育長、最高責任者、教育長が答弁してください。

○吉本議長 教育部長。

○湯川教育部長 済みません。条例の中ではうたってはおりません。申しわけございません。便宜上、低額でということで、1日200円の部分を5日分という計算で1,000円をいただいていたと、こういうことでございます。条例化については、していなかったということで大変申しわけございませんでした。

今回の改正によりまして、条例化したいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これね、教育長、市長もそうなんですけども、条例にうたっていない使用料を、これ何年間、徴収してきたんですか、今まで。先ほどの答弁では、体育館が創設された以降かわかりませんが、何十年間にわたって、これが市民の懐から徴収をされていると。私は、これは確実に市長の責任ですよ。条例のないところからお金を市民から巻き上げる。これはあってはならないことなんです。責任をどう感じている。

今回は、1カ月1,500円とうたわれました。市外の皆さんは3,000円を取るんだと。うたっている。うたった以降についてよろしいですよ。これが議会で承認されれば、それはいいでしょう。しかし、今まで、過去、対象者は把握されておると思うんで返済しなさい、該当者に。どうですか、教育長。

○吉本議長 答弁願います。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 済みません。金額につきましては、毎年決算審査特別委員会におきまして、議会で認定いただいておりますので、このとおりやと考えております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今の答弁、あんな答弁じゃあかんよ。

○吉本議長 答弁は答弁です。再々質疑ありませんか。

○尾和議員 どうするんかという答弁がない。

○吉本議長 教育部長。

○湯川教育部長 条例化してなかったこと、これは大変申しわけございませんでした。使用料については、1日1回200円ということで、1,000円ということは大変優遇措置という考えでございますので、一月のうちに何日か来る、いろんな方がいらっしゃいますけども、優遇してきた、優遇措置をしてきたという考え方でございます。したがって、これまで利用してきた方々に対して、使用料金をお返しするという考えはございません。

条例化、条例のしていなかったことについては、これはおわびを申し上げます。今回の議会におきまして、新しい新料金において、ご承認をいただきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

それから、1,000円ということで決定いたしました段階において、議会においてのご承認をいただいているものと、このように考えます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再度聞きますが、1,000円として決めた議会の承認というのは、いつされたのか。いつそういう決定をしているのか。

それと、今、この問題について、やはり根本的に間違っておりますよ、根本的に。それは教育部長が今謝罪をされましたが、これは歴代の、今までの慣習というんか、慣行で、決算認定されているからそれでいいんだということになれば、例えばですよ、市民から条例にうたわれてないものを徴収して、決算認定されておるから、この金額はそれでいいんだというたら、どんなことでもできるじゃないですか。

そんなことはあってはならないんですよ。決してこれは許されない事案ですから、十分な反省に立って、今後どうしていくのか、ご答弁をください、教育長。

○吉本議長 答弁願います。

市長。

○中芝市長 尾和議員、再々質疑にお答えいたします。

あなた言うように、その議会って頼りないもんかい。議会で決算認定したということは、全て認めたことやないか。それをそこまで言うとは、自分で自分らを卑下しているのと一緒やぞ。

(発言する者あり)

○吉本議長 議長として発言の停止を求めます。

続きまして、議案第68号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議長ね、今の市長の答弁、この本会議で発言されるような内容と違いますよ。私は侮辱も何もしてないですよ。現行の条例にないところに徴収をしてたと。これは改めるべきじゃないですかと言っているわけです。

○吉本議長 議事を進めます。

議案第68号の質疑をお願いいたします。

○尾和議員 議案68号について、質疑を行います。

まず、補正予算についてであります。企画広報の予算計上がされています。消費生活相談件数並びにその内容についてどうなのか。それから、消費生活センターの相談員というのは有資格者が担当しているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、子供の医療費増の理由は何か、具体的にご答弁ください。

○吉本議長 答弁願います。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 尾和議員の質疑についてお答えいたします。

相談件数とその内容についてであります。商品、サービスの苦情、平成29年度、12件、平成30年11月末、13件、電話勧誘販売、平成29年度、3件、平成30年、3件、訪問販売、平成29年、7件、平成30年、7件、通信販売、平成29年、13件、平成30年、10件、借金問題・多重債務関係、平成29年度、4件、平成30年、4件、ネット関連のトラブル、平成29年度、13件、平成30年、5件、クーリングオフ、平成29年度、9件、平成30年、7件、特殊詐欺関係、架空請求はがき・メール、平成29年度、40件、平成30年11月、46件、合計、平成29年度、101件、平成30年11月末で95件となっております。

次に、相談員を有資格者についてであります。本市の消費者行政担当職員については資格を有しておりませんが、第1・第3火曜日の月2回、消費生活相談員または消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントの資格を有した相談員を配置しております。

以上です。

○吉本議長 保険年金課長。

○中井保険年金課長 尾和議員の質疑の2点目、子供医療費増の理由について、小中学生の通院分の扶助費が当初の見込みを上回ってきたことが主な理由となります。

具体的には、当初予算と比較して、小中学生の通院については918万9,000円の増、小中学生の入院については29万3,000円の増、未就学分が102万2,000円の減、計846万円の増と見込んでおります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 消費生活センターの開設については、これは非常に重要な部署でありますし、最近、勧誘、それから勧誘はがき、ここら辺が非常に多くて、警察から来たとか、岩出市役所方面から来たとか、そういうような形で各家庭に消費生活によってトラブルが発生をして、不当に預貯金が徴収されるというようなこともあります。これ重要な消費生活センターとしての役割でありますし、国民生活センターでもこのことを重視して、内閣における対応を十分対応してきておると思うんですね。

私は、消費生活相談員というのは、これは消費生活センターが実施をしている国家試験に合格した者が、それに対応するということになっておりますので、できたら、岩出市職員もそれに挑戦をして、それに対応できるような職員養成していくと同時に、現在の相談体制のさらなる充実を図っていただきたい、そのように思っておりますが、いかがでしょうか。

○吉本議長 答弁願います。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

消費者安全法では、相談について専門的な知識及び経験を有する者と規定されておりますので、現在のところ、市職員の知識向上に努めておるところであり、現在、有資格者の採用は考えておりません。

しかしながら、現在、担当職員については、国民生活センターや和歌山県消費生活センターなどで開催される研修会に参加し、知識の向上に努めておりますが、今後も各種研修会に積極的に参加するとともに、関係機関と連携を図り、相談者に対し、適切な助言ができるよう努めてまいります。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第62号から議案第73号までの議案12件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号から議案第73号までの議案12件は、お

手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○吉本議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月14日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月14日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時30分)